

専決処分の承認について

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 3 0 年 9 月 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月31日

秦野市長 高橋昌和



理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、本年9月以後における幼稚園、保育所等の利用者負担額等の算定に当たり、その基準となる市町村民税所得割の額の算出に指定都市の税率を適用されている者にあつては、本市の税率により算出した額をその者の市町村民税所得割の額とみなすことについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正)

第 1 条 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和 30 年秦野市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 10 第 2 条後段の規定により算定の対象となる年度の市町村民税所得割額の算出に当たり、備考 1 に掲げる者が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の税率を適用されている者であるときは、本市の税率により算出した額をその者の市町村民税所得割額とみなして世帯等の区分をするものとする。

(秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第 2 条 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成 27 年秦野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考に次のように加える。

- 13 第 4 条の規定により算定の対象となる年度の市町村民税所得割額の算出に当たり、備考 1 に掲げる者が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の税率を適用されている者であるときは、本市の税率により算出した額をその者の市町村民税所得割額とみなして階層区分の認定をするものとする。別表第 2 及び別表第 3 において同じ。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の入園料及び平成 30 年 9 月以後の月分

の保育料について適用し、平成30年度以前の年度分の入園料及び平成30年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の規定は、平成30年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例及び秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める  
 条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<b>秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正</b>	
別表（第 2 条関係） <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> 備考 1－9 (略) <u>10 第 2 条後段の規定により算定の対象となる年度の市町村            民税所得割額の算出に当たり、備考 1 に掲げる者が、地            方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第            1 項に規定する指定都市の税率を適用されている者である            ときは、本市の税率により算出した額をその者の市町村            民税所得割額とみなして世帯等の区分をするものとする。</u>	別表（第 2 条関係） <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> 備考 1－9 (略)
<b>秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正</b>	
別表第 1（第 3 条関係） <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> 備考	別表第 1（第 3 条関係） <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> 備考

1 - 1 2 (略)

1 3 第4条の規定により算定の対象となる年度の市町村民税所得割額の算出に当たり、備考1に掲げる者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の税率を適用されている者であるときは、本市の税率により算出した額をその者の市町村民税所得割額とみなして階層区分の認定をするものとする。別表第2及び別表第3において同じ。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の規定は、平成31年度以後の年度分の入園料及び平成30年9月以後の月分の保育料について適用し、平成30年度以前の年度分の入園料及び平成30年8月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の規定は、平成30

1 - 1 2 (略)

年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。